

令和 6 年度沼津市立病院人材配置適正化に係る調査・分析業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

患者対応の複雑化やタスクシフト等により、看護師の業務負担が増大する中、働き方改革や機能分化・地域連携を通じた持続可能な地域医療提供体制の確保・維持が求められている。また、人口構造及び疾病構造の変化、在宅医療等利用者の増加などに合わせた病院経営が必要であり、今後、人材の効率的かつ効果的な配置はますます重要となる。

このため、本業務は、現状の業務状況や患者数の推移等を基に、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要及び静岡県地域医療構想における駿東田方保健医療圏の病床需要、当院の担うべき役割・機能等を踏まえ、看護部門（主に外来）における適切な体制・人員数を明らかにすることを目的とする。

上記にあたり、高次の医療専門性、ノウハウ及び実績を有することが重要であるため、プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

この要領は、本プロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 契約の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件名 | 令和 6 年度沼津市立病院人材配置適正化に係る調査・分析業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添公募仕様書のとおり |
| (3) 期間 | 契約締結日（令和 6 年 12 月上旬予定）から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (4) 提案限度額 | 6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 病院管理課（〒410-0302 沼津市東椎路字春ノ木 550 番地）

担当 企画係 宮浦、小澤

電話 055-924-5100 E-mail byoin-so@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定

を受けている者を除く。)

- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間・期日
1	募集開始	令和 6 年 10 月 28 日（月）ホームページ掲載
2	質問受付	令和 6 年 10 月 31 日（木）15 時までにメールで
3	質問回答	令和 6 年 11 月 1 日（金）17 時までにホームページ掲載
4	プロポーザル参加申込	令和 6 年 11 月 8 日（金）17 時必着
5	プロポーザル参加承認	令和 6 年 11 月 13 日（水）15 時までにメールで
6	企画提案書等の提出	令和 6 年 11 月 25 日（月）17 時必着
7	選考会（書類選考）	令和 6 年 11 月 26 日（火）予定
8	選定結果の通知	令和 6 年 11 月 28 日（木）予定
9	契約締結	令和 6 年 12 月上旬（予定）

※なお、本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本件に係る質問は、質問受付期間中にメールにより提出する（様式自由）。会社名、担当者名、メールアドレス及び電話番号を併記し、メール送信後、質問を送付した旨の連絡を電話にて伝えること。

質問提出・連絡先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて当院ホームページ上で回答

を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ各1部提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)～(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 同種業務実績表（様式2）
記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付
- (3) 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）
- (5) 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・法人登記をしている事業者は、履歴事項全部証明書の写し
 - ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
- (6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）
（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）
 - ① 市税納税証明書
 - ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ・個人事業者の場合は、市県民税納税証明書（最新のもの）
 - ② 固定資産税納税証明書（最新のもの）
 - ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否をメールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、当院にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届（様式5）
- ② 企画提案書（様式自由。ただし、次項以降の点に注意すること。）
- ③ 見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(1) 提出書類」のうち、②・③については、自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載する各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ② 「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②・③については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを4部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他、注意事項

- ① 企画提案書は、見積書を除き10ページ以内で作成すること。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。
- ③ 本要領に示すコンテンツ活用の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本院の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 見積書は、実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 提案する内容

- (1) 現状分析に関すること（調査・分析項目や実施方法など）
- (2) 適切な体制・人員数に関すること（考え方や提示方法など）
- (3) 本業務の実施体制（配置予定者の資格）及び工程

※（1）及び（2）の詳細については、別添「公募仕様書」を参照すること。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類をもとに、「令和6年度沼津市立病院人材配置適正化に係る

調査・分析業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、評価者合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、速やかに当院ホームページ上にて結果を公表する。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

14 契約

契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、速やかに契約結果を当院ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

本プロポーザルに係る契約は、静岡県医療勤務環境改善事業費補助金の交付決定をもって締結が可能になる。予定より当該交付決定が遅れた場合その他不測の事態が生じた場合は、契約締結日が予定より遅れる場合がある。なお、当該補助金の交付決定がされない場合は契約を取りやめる。契約の遅延、取りやめによって発生した損害について、当院は責任を負わない。

また、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

15 契約締結後

契約者は、当院との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、当院の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合はあるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のないものについては契約の権限を有する代表者のものとする。

以上

別表 評価項目

評価項目	配点
同種業務の実績は十分か	10
本業務の目的や背景を理解した、具体的な提案となっているか	20
提案内容は目的を達成するために有効か	20
工程が明確かつ適切で、実現性があるか	10
配置予定者の専門性は十分か	15
事業を円滑に進められるような体制か	15
見積書は提案内容を踏まえたものになっているか	10
合計（評価点）	100